



2026年8月7日

各 位

会 社 名 住友林業株式会社
代表者名 代表取締役社長 光吉 敏郎
(コード番号:1911 東証プライム)
問合せ先 コーポレート本部
コーポレート・コミュニケーション部長
水野 隆
(TEL 03-3214-2270)

公募ハイブリッド社債(劣後特約付社債)発行に関するお知らせ

当社は、本日、公募形式によるハイブリッド社債(劣後特約付社債)(以下、「本社債」)の発行を決定し、本社債の発行に関する訂正発行登録書を関東財務局長に提出しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本社債発行の目的および背景

当社は、2026年5月14日付「(開示事項の経過)米国 Tri Pointe Homes, Inc.の株式取得(子会社化)完了に関するお知らせ」にて公表した通り、2026年5月14日付(米国時間 2026年5月14日付)で Tri Pointe Homes, Inc.の完全子会社化(以下、「本買収」)を完了し、本買収に必要な資金を調達するため、金銭消費貸借契約を2026年5月7日付で締結しました。

本買収に係る資金のパーマネント化については、財務健全性への影響を考慮した上で、ハイブリッドファイナンス等による調達も含めて検討していましたが、今般、本買収のために調達した借入金の返済資金の一部に充当することを目的として、本社債の発行を決定しました。なお、本社債による資金調達に加えて、本社債と同等の資本性を有するハイブリッドローンによる資金調達も検討しております。本社債とハイブリッドローンによる調達額の総額は、3,500億円を予定しております。なお、本社債による調達額は2,500億円程度を想定しており、最終的な発行金額は需要状況や金利動向等を総合的に勘案した上で決定する予定です。

この文書は当社の公募ハイブリッド社債(劣後特約付社債)発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が公募ハイブリッド社債(劣後特約付社債)を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 本社債の特徴

本社債は、資本と負債の中間的な性質を持つ負債であることから、株式の希薄化は発生しない一方、利息の任意繰延、超長期の償還期限、清算手続および倒産手続における劣後性等、資本に類似した性質および特徴を有しております。このため、当社では株式会社格付投資情報センターおよび株式会社日本格付研究所(以下、「格付機関」)より発行額の 50%に対して資本性の認定を受けることを見込んでおります。

なお、当社は、本社債の満期償還日以前に本社債を償還または買入れにより取得(以下、「期限前償還等」)する場合は、期限前償還等以前 12 カ月間に、普通株式または格付機関から本社債と同等以上の資本性が認定される証券もしくは債務(以下、「借換証券」)により、資金調達を行うことを想定しています。ただし、本社債の初回任意償還日以降に期限前償還等をする際は、自己資本の蓄積を進めて十分な財務基盤を構築し、本社債の発行時点より十分に資本が積み上がる等の一定の条件下では、借換証券による資金調達を見送る可能性があります。

本社債の概略につきましては、本日付で関東財務局長に提出した訂正発行登録書をご参照ください。

3. 今後のスケジュール

本社債については、大和証券株式会社を事務主幹事として、SMBC日興証券株式会社、野村證券株式会社およびみずほ証券株式会社を共同主幹事として起用し、需要状況や金利動向等を総合的に勘案した上で、発行金額、利率等の条件を決定する予定であり、決定次第すみやかにお知らせいたします。

以上

この文書は当社の公募ハイブリッド社債(劣後特約付社債)発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が公募ハイブリッド社債(劣後特約付社債)を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。